

# 稲城市路上等喫煙の制限に関する条例（素案）の考え方

## <意見公募実施後>

※二重下線部分が修正箇所です。

### ①【 条例の目的 】

周囲の人に対する

- 受動喫煙（煙などの迷惑）
- 火傷などの危険
- 吸い殻のポイ捨て

これらを  
招くおそれ  
のある  
路上等喫煙  
を規制します。

### ②【 歩行喫煙の自粛 】

市内全域において、路上等（市が管理する道路等、公園、屋外の公共の場）で歩行中（自転車等走行中を含む）に喫煙をしないように努めるものとします。

### ④【 路上等喫煙禁止区域】

（以下、禁止区域）

エリアを区切った重点的な規制

- 人の通行が多い
- 他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがある

全ての要件を  
満たし、特に必  
要とする地域  
を指定します。

<具体的な場所>

市内6駅の各駅から半径 300m 以内の市が管理する道路等および公園（原則、半径 300m に一部でも含まれる公園は、公園全体を規制）、若葉台駅は道路での指定とします。

### ③【 周囲に配慮した路上等喫煙 】

市内全域において、一時的に近くに人がいるような状況では、路上等喫煙をしないように努めるものとします。

### ⑤【 路上等喫煙の禁止 】

禁止区域内での路上等喫煙を禁止します。

「路上等喫煙」とは路上等における…

- 立ち止まっていた喫煙
- 座りながらの喫煙
- 歩きたばこ
- 自転車や原動機付自転車、自動二輪車等に  
乗車しながらの喫煙

### ⑥【 喫煙所の取扱い 】

市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しない。

事業者は、自らの所有する敷地内で発生するたばこの煙により、禁止区域内の路上等にいる人が迷惑を被らないよう、灰皿の撤去・移設や煙の流出の防止など、環境整備に配慮するよう努めなければならない。

### ⑦【 路上等喫煙防止指導員 】

路上等喫煙防止指導員を効率的・効果的に配置します。

業務内容

- 啓発活動
- 指導 など

※条例の実効性を確保するため配置します。

### ⑧【 過料 】

禁止区域内で路上等喫煙を行う者に対し、過料（2,000 円）を科すこととします。

※条例施行後、周知啓発をはかり、3 年以内に過料規定を施行します。